

8. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 8-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

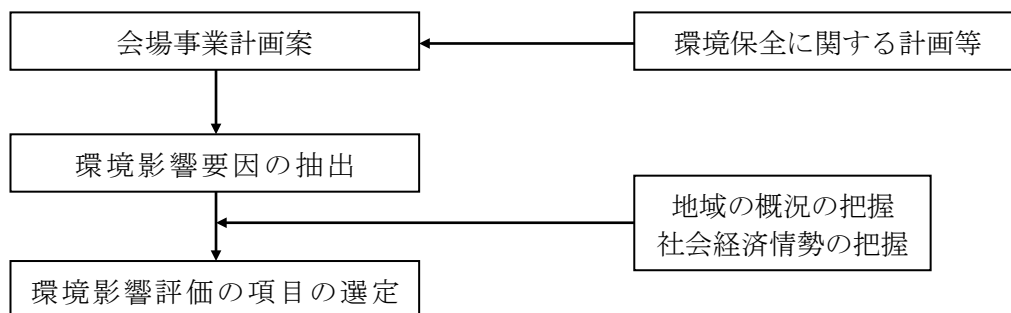


図 8-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、東京 2020 大会の開催前、開催中及び開催後について、表 8-1 に示すとおり設定した。東京 2020 大会の開催中における大会の運営等については、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書では、表 8-1 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。

表 8-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因	内容	
開催前	恒久施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	建築物の出現	建設工事終了後の仮設施設の出現や仮設施設の存在に伴う影響	
開催中	競技の実施	競技の実施に伴う影響	
	大会の運営	大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響	
開催後	仮設施設	解体工事	東京 2020 大会の仮設施設の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒久施設	設備等の持続的稼働	東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書では対象としない環境影響要因を示す。本施設は仮設施設のみで整備するため、本評価書では仮設施設の環境影響要因のみを対象とした。

選定した環境影響評価の項目は、表 8-2 (1) 及び(2) に、選定した理由は、表 8-3 に、選定しなかった理由は、表 8-4 (1) 及び(2) に示すとおりである。

表 8-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		予測事項	区分		開催前		開催中		開催後			
			環境影響要因	施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度		○				○		○	
			・ アスリートへの影響の程度									
		水質等	・ 水質の変化の程度									
	・ アスリートへの影響の程度											
	土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度										
		・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無										
		・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度									
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度									
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度									
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度									
			・ 湧水流量の変化の程度									
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度									
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度									
	・ 水生生物相の変化の内容及びその程度											
	・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度											
	・ 生態系の変化の内容及びその程度											
	・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度											
	・ アスリートへの生物等の影響の程度											
	生活環境	騒音・振動	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度									
・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動				○						○		
・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動									○			
・ 建設機械等の騒音及び振動												
・ 会場設備等からの騒音及び振動												
・ 競技実施に伴う騒音及び振動							○					
日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度											
	・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度											
	・ 日照阻害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物											
アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度										
		・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度										
		・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度										
		・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度										
		・ 圧迫感の変化の程度										
		・ 緑視率の変化の程度										
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場	・ 景観阻害要因の変化の程度										
		・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度										
		・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度										
		・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度										

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け (□) のうち、開催中の環境影響要因は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行う。また、設備等の持続的稼働の環境影響要因は、本施設は仮施設であるため、恒久施設に係る環境影響要因については、想定されない。

表 8-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		区分 環境影響要因 予測事項	開催前		開催中		開催後					
			施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度					○				
			・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度					○				
	史跡・文化財		・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度									
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度									
			・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度									
			・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度									
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度					○				
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○				○	○			
		エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度									
	温室効果ガス	温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度					○				
エネルギー		・ エネルギーの使用量及びその削減の程度					○					
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度									
			・ 未利用地の解消の有無及びその程度									
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度									
	移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度										
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度									
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度									
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度									
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度									
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度									
			・ 意識啓発のための機会の増減									
安全・衛生・安心	安全		・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度					○				
			・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度					○				
			・ 電力供給の安定度					○				
	衛生	・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度										
消防・防災		・ 耐震性の程度					○					
		・ 津波対策の程度					○					
		・ 防火性の程度					○					
交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度		○					○			
	公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度					○					
	交通安全	・ 交通安全の変化の程度		○			○		○			
経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度										
	雇用	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等										
	事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度										

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。
 2) 濃い網掛け (■) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。
 3) 薄い網掛け (□) のうち、開催中の環境影響要因は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行う。また、設備等の持続的稼働の環境影響要因は、本施設は仮施設であるため、恒久施設に係る環境影響要因については、想定されない。

表8-3 選定した項目及びその理由

項目	選定した理由
<p>大気等</p>	<p>大気等に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前及び開催後における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「大気等の状況の変化の程度」とする。 なお、開催前及び開催後における建設機械の稼働については、本会場は、競技エリアの整備や仮設観客席、プレハブ、テント等の仮設施設の設置工事を行うものであり、恒久施設を新築するような大規模な工事は実施しない。また、計画地南側に教育施設が存在するが、教育施設周辺での工事は、駐車場整備や仮設施設の設置工事の一部の作業に留まる。このため、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の寄与率はバックグラウンド濃度に対して僅かであり、開催前及び開催後における建設機械の稼働の影響は、ほとんどないと考えられる。</p>
<p>騒音・振動</p>	<p>騒音・振動に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前及び開催後における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動」とする。 なお、開催前及び開催後における建設機械の稼働については、本会場は、競技エリアの整備や仮設観客席、プレハブ、テント等の仮設施設の設置工事を行うものであり、恒久施設を新築するような大規模な工事は実施しない。また、計画地南側に教育施設が存在するが、教育施設周辺での工事は、駐車場整備や仮設施設の設置工事の一部の作業に留まり、必要に応じて仮囲いや防音シートの設置及び授業時間帯に配慮した作業工程を検討する。さらに、計画地の東側には、東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線や東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）が存在し、道路交通騒音や鉄道騒音が支配的な地域である。このため、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の影響は、ほとんどないと考えられる。</p>
<p>廃棄物</p>	<p>廃棄物等を排出するおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における解体工事が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。 発生する廃棄物等としては、競技エリア工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物、その他仮設工事に伴う建設廃棄物、解体工事（計画地内の原状回復）に伴う建設発生土及び建設廃棄物が想定される。 これらの建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。また、仮設施設の資材等はリースで調達するほか、リース以外のものについても、可能な限り再利用する計画を検討中である。 なお、その他仮設工事による仮設施設については、地下躯体を構築するような大規模な土工事や施設の建設工事を行わず、仮設施設の設置等を行うものであることから、建設廃棄物の発生量も僅かとなる。そのため、大会前のその他仮設工事に伴う建設廃棄物の再資源化等及び大会後のその他仮設工事による仮設施設撤去に伴う資材等の再利用等の取組については、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。</p>
<p>交通渋滞</p>	<p>交通渋滞に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前及び開催後における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通量及び交通流の変化の程度」とする。</p>
<p>交通安全</p>	<p>交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前及び開催後における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。</p>

表 8-4(1) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
水質等	施設の建設に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
土壌	計画地は、平成 12 年度の埋立免許申請書によると平成 12 年度から 17 年度にかけて海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）に基づく基準に適合した有害物質を含まない建設発生土で埋め立てられた埋立地に位置している。また、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はなく、有害物質又は有害物質により汚染された土壌を埋め立てた経緯はない。 なお、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条に基づく土地利用の履歴等調査届出書及び土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更届出書を提出し、土壌汚染のおそれはないと考えられるが、今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。
生物の生育・生息基盤	計画地は、平成 12 年度から 17 年度に埋め立てられた未利用地に位置しており、樹木等は植栽されていないことから、生物の生育・生息基盤に著しい影響を及ぼすおそれはない。
水循環	計画地は、平成 12 年度から 17 年度に埋め立てられた埋立地に位置しており、水循環に影響を及ぼすおそれはない。
生物・生態系	計画地は、平成 12 年度から 17 年度に埋め立てられた未利用地に位置しており、樹木等は植栽されていないことから、生物・生態系に著しい影響を及ぼすおそれはない。
緑	計画地は、平成 12 年度から 17 年度に埋め立てられた未利用地に位置しており、樹木等は植栽されていないことから、緑に著しい影響を及ぼすおそれはない。
日影	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に日影に影響を及ぼすおそれはない。
景観	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に景観に影響を及ぼすおそれはない。
自然との触れ合い活動の場	計画地は、平成 12 年度から 17 年度に埋め立てられた未利用地に位置しており、計画地内に自然との触れ合い活動の場は存在しない。 なお、計画地の北側に隣接して有明親水海浜公園計画区域が存在するが、開園されていない。
歩行者空間の快適性	計画地は、平成 12 年度から 17 年度に埋め立てられた未利用地に位置しており、大会中を除き計画地への歩行者経路は想定されない。
史跡・文化財	計画地は、平成 12 年度から 17 年度に埋め立てられた未利用地であり、計画地内に史跡・文化財は存在せず、埋蔵文化財包蔵地も存在しない。 なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。
水利用	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な水の効率的利用への取組・貢献の程度に変化は生じない。
エコマテリアル	仮設施設整備に当たっては、組織委員会による「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」や「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき資材等を調達する計画を検討中であることから、その計画を踏まえ、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
温室効果ガス	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な温室効果ガス排出量に変化は生じない。
エネルギー	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的なエネルギー使用量に変化は生じない。

表 8-4(2) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
土地利用	本計画は、仮施設を整備するものであり、土地利用に変化は生じない。
地域分断	本計画は、仮施設を整備するものであり、新たな地域分断は生じない。
移転	本計画は、仮施設を整備するものであり、移転は生じない。
スポーツ活動	東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	東京 2020 大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
安全	仮施設整備に当たっては、組織委員会による「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき移動の安全のためのバリアフリー化を図るため、安全性には問題がないものと考えられる。
衛生	東京 2020 大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	仮設建築物であっても、建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限って行われるものであるため、消防・防災面には問題がないものと考えられる。
公共交通へのアクセシビリティ	計画地は、平成 12 年度から 17 年度に埋め立てられた未利用地に位置しており、公共交通機関へのアクセシビリティに変化は生じない。
経済波及	東京 2020 大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	東京 2020 大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	東京 2020 大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場ごとに評価する。